特別区制度(案)の修正箇所について

◆ 事務分担

- 母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務の分担の変更等に応じ、特別区及び大阪府の事務数 を修正【総論-21、事務-5、20、21】
- 母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務を「大阪市が現在実施している事務で大阪府に承継する事務」の例から削除【事務-16、17、20】
- 母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務の分担の変更に応じ、「新たな大都市制度における特別区・大阪府の権限イメージ」の網掛け等を修正 【事務-22】
- 国との事前協議の結果を踏まえ、「法令等の改正が必要なもの」に免許法認定講習等に係る省令改正を記載 【事務-25】
- 国との事前協議等の結果を踏まえ、「特別区/大阪府・事務分担(案)〔資料編〕」を修正

◆ 組織体制

- 事務分担の変更に応じ、特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数を修正 【組織-4、14、16、20、30、31、34、35、37】
 - ※ 各特別区の職員数が増加し、大阪市から大阪府への移管職員数が減少する。職員数は 10 人単位 又は 1 人単位で表記しており、影響のあった箇所を修正。なお、採用増必要数への影響はない。

◆ 財産·債務

- 個人向け貸付金の事例欄の「母子父子寡婦福祉貸付金を大阪府に承継する」旨の記載を削除 【財産-13、36】
- 地方債の承継ルールに「母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還」する旨の記載を追加【財産-6、19、20、27】
- 母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務の分担の変更に応じ、特別区及び大阪府に承継する 債権及び地方債の額の修正及び記載の追加【総論-22、財産-26、27、28、29、30、34、 35】

◆ 財政調整

○ 事務分担の変更等に応じ、特別区及び大阪府の事務数を修正 【財政-1、4、14、26】 ※所要財源の規模では、配分割合に影響しない。

◆ 特別区のすがた

○ 特別区に承継する財産の額の修正を反映 【すがた-3、6、12、18、24】

◆ 特別区設置に伴うコスト

職員数の修正に応じ、執務室必要面積等を修正 【コスト-5、8、11、12、13、14、15】※特別区制度(案)に記載の金額に変更は生じない。